



証明書コンビニ交付サービスの一時停止

通信施設更新作業のため、10月31日(土)の午後9時から終日、住民基本台帳カードを利用した「証明書コンビニ交付サービス」は利用できません。

なお、停止時間を変更する場合は、市HPでお知らせします。

詳しくは、窓口サービス課(☎47-8764)へ。

大垣ケーブルテレビで災害・避難情報を発信

市は、従来の防災行政無線やメール配信サービスによる災害時の情報伝達手段を補完するため、株式会社大垣ケーブルテレビのチャンネルOCT(12ch)において、10月15日から、視聴中の緊急放送として、市の災害・避難情報などをテロップで発信

します。また、同じチャンネル内のデータ放送においても、情報を確認できます。

詳しくは、生活安全課(☎47-7385)へ。

11月は口座振替推進月間

市税などの納付に、便利で安心な口座振替をご利用ください。

***対象科目** / 市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、育英資金償還金、保育料(保育園・幼稚園・幼稚園)、市営住宅家賃等、市単独住宅使用料、水道料金、下水道使用料、留守家庭児童教室保育料

***申込** / 納入通知書、預金通帳、通帳の印鑑を持参し、お近くの金融機関の窓口へ

***問合せ** / 収納課(☎47-8729)へ

笠木町地内の市道を一部通行止め

笠木町地内に位置する市道の一部が、通行止めになります。これは、杭瀬川の河川改修工事に伴う市道関連工事のためです。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、県大垣土木事務所河川砂防課(☎73-1111 内線368)へ。

◆期間：11月9～23日(午前9時～午後4時30分)
11月24日～平成28年4月下旬(終日)



シートベルト・チャイルドシート 着用の徹底を!

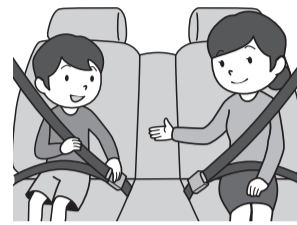
10月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。

シートベルトやチャイルドシートは、交通事故発生時の被害の防止や軽減に欠かすことができません。運転手はもちろん、後部座席を含め、車に乗った人全員がシートベルトを着用する必要があります。

また、6歳未満の子どもを乗せる場合は、必ずチャイルドシートを着用する必要があります。

交通事故発生時の被害軽減を図るため、正しいシートベルト、チャイルドシートの着用を徹底しましょう。

詳しくは、生活安全課(☎47-7386)へ。



愛犬との暮らし

飼い主はルールを守って!

◎飼い犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬は、市への登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

登録および注射を受けていない場合は、いずれも動物病院で行ってください。料金は、登録が3,000円、注射が3,150円(手数料などが別途必要)です。

◎飼い主のマナーの徹底を!

散歩の時は、責任を持ってフンの後始末をしましょう。無責任な放し飼いはしないでください。

詳しくは、環境衛生課(☎47-8571)へ。

「愛犬のしつけ方教室」

参加者募集

***対象** / 西濃地区在住の人(飼い犬同伴可)

***とき** / 11月12日(木) 午後1時30分～3時

***ところ** / 杭瀬川スポーツ公園

***内容** / 服従訓練や楽しい散歩の仕方、災害時の備えを学ぶ
***申込** / 10月27日～11月6日までに、西濃保健所生活衛生課(☎73-1111 内線269・268)へ

審議会を傍聴してみませんか

公契約についての懇話会		担当：契約課(☎47-8341)
10月21日(水)	13:30～14:00	市役所3階 合同委員会室
・公契約条例に関する提言について		
個人情報保護審議会		担当：行政管理課(☎47-8294)
10月27日(火)	10:00～11:00	市役所2階 第1会議室
・個人情報ファイルの届出について		
景観遺産審議会(非公開)		担当：都市計画課(☎47-8694)
11月4日(水)	13:30～15:30	東庁舎3階 大会議室
・景観遺産及び景観自慢の指定について ほか		
保健推進協議会		担当：保健センター(☎75-2322)
11月6日(金)	13:30～15:00	保健センター4階 会議室
・第二次地域保健計画(素案)について ほか		

浄化槽は正しく管理しましょう!

3つの義務を守りましょう!

浄化槽が正常に機能しないと、川の汚染や悪臭の発生などを招きます。良好な環境を維持するため、浄化槽を使用している人は、次の3つの義務を守り、適正な管理に努めましょう。

<法定検査>

毎年1回、保守点検とは別に、水質に関する検査(11条検査)がすべての浄化槽に必要です。また、浄化槽を新設・入れ替え

した場合、浄化槽が適正に設置され、正常に機能しているかを確認する検査(7条検査)が必要です。

<保守点検>

浄化槽の正常な機能を維持するためには、定期的な保守点検が必要です。

<清掃>

浄化機能を損なわないためには、年1回(全ばっ気方式の浄化槽は年2回)の清掃が必要です。

ご利用ください! 便利な制度

3つの義務を一括して委託できる「浄化槽らくらく一括契約」が便利です。この契約で、次の2制度も無料で利用できます。

詳しくは、県登録の保守点検業者へ。

<岐阜県浄化槽生涯機能保証制度>

岐阜県浄化槽連合会が、浄化槽機能の修理を保証する制度です。

<みず再生施設認定制度>

岐阜県環境管理技術センターが、合併処理浄化槽が環境省の指針より厳しい基準に適合し、下水道と同様の生活排水処理施設であることを認定する制度です。